令和5年度第2回 王寺町文化財保護審議会 会議録(概要)

開催日時 令和6年3月7日(木) 午後2時~2時55分 王寺町役場 3階 応接会議室

審議事項(1)

D51形蒸気機関車895号機の町有形文化財指定について

事務局から当該文化財の価値についてまとめ直したものを説明

[委員からの意見]

- ・今後、D51形蒸気機関車895号機に加えて、乗員・乗客に関する資料など鉄道文化をより広く理解するための有形 資料の収集を続け、有形民俗文化財や附として追加指定していけば、より良い指定文化財になっていくだろう。
- ・町指定文化財になることで、文化財の説明看板や静態保存される場所までの案内表示を充実させてほしい。 とくに、電車内からでもよく認識できるような工夫があると良い。
- ➡ 町有形文化財の指定が適当であると答申することでまとまる。

審議事項(2)

明神山の国登録記念物(名勝地関係)登録に関する提案について

事務局から当該文化財の価値づけの方向性に関して説明

[委員からの意見]

- ・送迎と書いて「ひるめ」と読む一番古い事例はいつか。「ひるめ」の言葉からは、オオヒルメやアマテラスの信仰との関係がうかがえ、古来、日の出・日の入りが見られた場所として認識されていた可能性もあるのではないか。
- ・明神山を眺望に優れた名所として捉えるならば、「送迎太神宮之図」以外の絵図もあった方がより説得的になる。 送迎太神宮や水神社など宗教ばかりでなく、文学作品で名所とされるなどの例があれば価値づけに加えられる。
- ・古代から中近世に関する話題が中心なので、近代の要素も入れる必要があるだろう。
- → 国登録記念物(名勝地関係)への登録の提案が適当であると答申することでまとまる。

答申

文化財保護審議会から王寺町長に対して、以下のとおり答申

- (1) D51形蒸気機関車895号機の町有形文化財指定について
- (2) 明神山の国登録記念物(名勝地関係)登録に関する提案について
- → 慎重に審議した結果、(1)について王寺町指定文化財に指定すること、(2)について国登録記念物(名勝地関係)として
 登録を提案することが適当である。